小荷物専用昇降機

技術の差が、信頼の差です。
リョーデンリフト

シリーズ共通編

RYODEN LIFT

取扱説明書

運行管理編

■はじめに

この取扱説明書はリョーデンリフトの所有者及び、運行管理者の皆様へ必ずお守りいただきたいこと(安全上の注意事項、必ず実施いただきたいこと、取り扱い上の注意事項等)を記載いたしております。

- この取扱説明書をお読みいただき、適切な運行管理を行ってください。
- この取扱説明書は必要なときにすぐ読めるように、お手元に大切に保管ください。
- この取扱説明書の内容について、ご不明な点、ご理解いただけない点がある場合は、本書最終項に記載の最寄支店、事業所にお問い合わせください。
- シリーズ名称については、弊社ホームページ(http://www.resco.co.jp/ryodenlift/)「保守・点検編」を参照ください。
- 本書の記載内容は予告なく変更される場合がありますので、弊社ホームページ(http://www.resco.co.jp/ryodenlift/)を確認してください。

菱電エレベータ施設株式会社

リョーデンリフトのシステム構成図

概　略

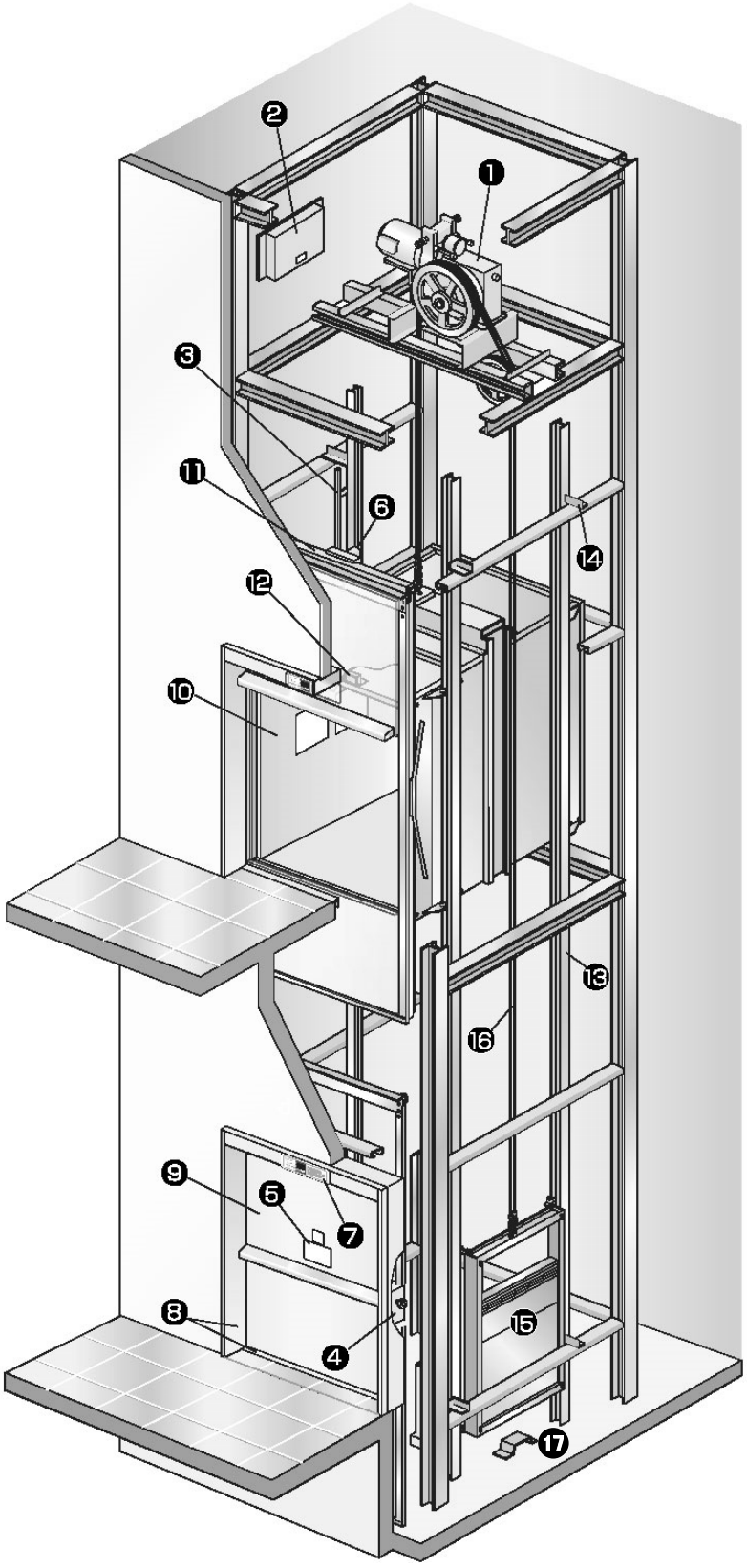

① 巻上機

② 制御盤、受電盤

③ 昇降路スイッチ

④ 出し入れ口 ロック装置

⑤ 出し入れ口 積載注意名板

⑥ ドアモーター

⑦ 操作盤、インターホン

⑧ 三方枠、シキイ

⑨ 出し入れ口扉

⑩ カゴ室

⑪ カゴ扉

⑫ カゴゲートスイッチ

⑬ ガイドレール

⑭ レールブラケット

⑮ つり合オモリ

⑯ 巻上ロープ

⑰ ピット衝突受

本図はフロアタイプを示します。

運行管理編

もくじ

■ 1. 警告表示及び諸注意等
1-1 警告表示マークの定義 …… 2
1-2 用語の定義 …… 2
1-3 諸注意 …… 2

■ 2. 所有者へのお願い
2-1 運行管理者の選任 …… 3
2-2 運行管理者の教育 …… 3
2-3 専門技術者によるメンテナンスの実施 …… 3
2-4 長期保全計画の作成と運用管理 …… 3
2-5 点検 …… 3

■ 3. 運行管理者へのお願い
3-1 日常管理 …… 4
3-2 利用者へのリョーデンリフト使用方法の説明 …… 5
3-3 その他の注意事項 …… 5
3-4 推奨保守会社 …… 5

■ 4. 所有者または運行管理者の義務
4-1 所有者の民法上、刑法上の責任 …… 6
4-2 法定定期検査 …… 6
4-3 報告義務 …… 6
4-4 リョーデンリフト管理に関する諸届 …… 6

■ 5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと
5-1 運行管理者及び利用者にお守りいただきたいこと …… 7

■ 6. 緊急時の保守会社への連絡事項 …… 11

■ 1. 警告表示及び諸注意等

1-1 警告表示マークの定義

取り扱いを誤った場合に生じる危険と、その程度を示した警告表示マークの定義は、以下のとおりです。

● 危険・警告・注意マークの定義

⚠ 危険	取り扱いを誤った場合、使用者が死亡あるいは、重傷を負う可能性が極めて高くなります。
⚠ 警告	取り扱いを誤った場合、使用者が重傷を負う可能性があります。
⚠ 注意	取り扱いを誤った場合、使用者が傷害を負う可能性があります。 または、機器が損傷する可能性があります。

● 必ずお守りいただきたいことを示したマークの定義

	実施いただきたい事柄を表します。
	「禁止事項」(禁止行為)を表します。

1-2 用語の定義

この取扱説明書における用語の定義は次のとおりです。

◎ 所有者等とは昇降機の所有者または管理者をいいます。

◎ 運行管理者とは、直接、昇降機の運行業務を管理する者をいいます。

◎ 専門技術者とは昇降機の保守・点検を専門に行う者をいいます。
（昇降機検査資格を有し、かつ、昇降機の保守を専門に3年以上従事した者を想定しています。）

1-3 諸注意

◎ 取扱説明書に記載の安全に関する警告表示(危険、警告、注意)については、必ずお守りください。

◎ 取扱説明書の記載内容にない操作及び取り扱いは行わないでください。人身事故、機器の故障の原因になる可能性があります。

◎ 当社は下記のような不適切な管理と使用に起因する故障または、事故については、責任を負いませんので、あらかじめご承知置き願います。

- 取扱説明書の記載と異なる操作及び取り扱いに起因するもの。
- 保守・点検、修理の不良に起因するもの。
- 製品を改造したことに起因するもの。
- 当社が供給していない機器、または部品類を使用したことに起因するもの。

■ 2. 所有者へのお願い

2-1 運行管理者の選任

所有者はリョーデンリフトを正しくご利用いただくために、昇降機の運行に関して充分な知識を有する運行管理者を選任してください。

2-2 運行管理者の教育

所有者は下記に記載の各項目について、運行管理者に教育してください。

◎ 昇降機に関する一般知識
◎ 昇降機に関する法令知識
◎ 昇降機の運行及び取り扱いに関する知識
◎ 火災発生時または地震発生時に講ずべき措置
◎ 災害発生時または停電時に講ずべき措置
◎ 人身事故発生時に講ずべき応急措置
◎ その他昇降機の安全な運行に必要な事項

2-3 専門技術者によるメンテナンスの実施

リョーデンリフトは性能維持のため、専門技術者による定期の点検及びメンテナンスが必要です。

◎ 専門技術者を選定いただき、使用頻度、使用環境等に応じ１ヶ月に１回程度、専門技術者による定期点検及びメンテナンスを実施してください。
◎ 専門技術者による保守点検については、付属資料（保守・点検編）を参照ください。
◎ 定期の点検及びメンテナンスには専門技術者を擁する当社と契約されることをおすすめします。

2-4 長期保全計画の作成と運用管理

昇降機を長年にわたってお使いいただくために、長期保全計画を作成し、維持管理を行ってください。
長期保全計画を作成する際は、当社ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ小荷物専用昇降機の交換部品について(点検実施と交換促進のお願い)を参考にしてください。
また、作成した長期保全計画は保守点検の状況に応じて見直してください。
なお、保守点検の報告書などの、長期保全計画に関連する記録は大切に保管し、所有者や管理者が変更になる場合は適切に引継ぎをおこなってください。

2-5 点検

専門技術者による点検を次の各項目について、実施してください。

2-5-1 点検項目

◎ カゴの運行状態
◎ インターホン部の状態
◎ 位置表示器、表示装置全般の状態
◎ ピットの環境及び機器の状態等
◎ 扉の開閉装置の状態
◎ 出し入れ口操作盤等操作機器の状態
◎ 昇降路の状態

2-5-2 点検記録の保存

2-5-1 の点検結果の記録は、3 年以上保存することをおすすめします。

※ 2-5 定期点検・整備については当社へ委託することをおすすめいたします。

■ 3. 運行管理者へのお願い

運行管理者の方は、以下に記載の各項目について、よくお読みになり、正しく安全に運行管理いただけますようにお願いします。

3-1 日常管理

❗	日常管理は昇降機の安全な利用に欠かせないものです。毎日必ず実施ください。

3-1-1 毎日の点検

①戸締確認灯又は使用中灯の確認

①-1 戸締確認灯の点検

出し入れ口扉を開けた時、戸締確認灯(ｸﾞﾘｰﾝｻｲﾝ)が消灯することを確認ください。

❗	消灯しない時は出し入れ口ドアｽｲｯﾁが故障していますので、リフトを使用しないでください。保守会社へ連絡の上、必要な措置を実施してください。

①-2 使用中灯の点検

出し入れ口扉を開けた時、使用中灯が点灯することを確認ください。

❗	点灯しない時は出し入れ口ドアｽｲｯﾁが故障していますので、リフトを使用しないでください。保守会社へ連絡の上、必要な措置を実施してください。

② カゴ運転の確認

- カゴを一往復させ、音や異常な振動等のないことを確認してください。

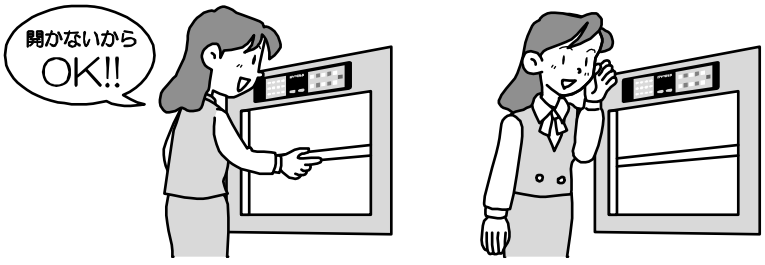

❗	点検の結果、異常を発見された場合は、直ちに使用を中止し、保守会社へ連絡の上、必要な措置を実施してください。

③ インジケーター部(階床表示灯)の確認

- かごが停止している階床以外の表示が無いことを確認してください。

3-1-2 手入れ

出し入れ口扉付近やカゴ内は清潔に保ってください。操作盤の清掃は、水または、中性洗剤で軽く湿らせた柔らかい布で拭きとってください。（清掃後は、十分乾燥させてご使用ください）

溶剤・洗剤を使用する場合の注意

❗	汚れやほこりを取り除くための溶剤、あるいは洗剤等をつけたままで放置しますと、変色の原因になります。清掃後は直ちに拭き取り、さらに水拭きして確実に溶剤及び洗剤を拭き取ってください。

かご室内を清掃する場合は安全のために必ずお守りください。

⃠	かご室を清掃する場合、かご内に体を入り込ませることは危険です。
⚠ 警告	かご室清掃時は棒モップ等をご使用ください。

3-2 利用者へのリョーデンリフト使用方法の説明

利用者の方へリョーデンリフトの使用方法を説明してください。

特に正しくご利用いただくための諸注意については、利用者の目につく出し入れ口扉に注意喚起ステッカーを貼り付けてあります。ステッカーにヨゴレ、ハガレ等ないようにしてください。

3-3 その他の注意事項

◎ 緊急事態の発生に備え、保守会社の連絡先・リョーデンリフトアクセスナンバー・非常連絡先等を記載したステッカーを貼り付けてあります。ステッカーにヨゴレ、ハガレ等ないようにしてください。

◎ 運行管理者の方は各種のキー、取扱説明書、保守契約書、確認申請書、及び定期点検報告書、その他関連資料の保管場所を定めて大切に保管ください。

◎ 電源盤の設置位置を明確にしておいてください。

緊急時にリョーデンリフト用の電源を遮断する可能性があります。 緊急時でも容易に電源盤設置場所へ行くことができるようにしておいてください。

	所有者や管理者の方は原則、機械室や昇降路に入らないでください。

3-4 推奨保守会社

リョーデンリフトの性能維持には保守・点検が必要です。 専門技術者による保守・点検を実施してください。

※ 菱電ｴﾚﾍﾞｰﾀ施設株式会社、または三菱電機ﾋﾞﾙﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ株式会社と保守契約を結ばれますようおすすめします。

■ 4. 所有者または運行管理者の義務

4-1 所有者の民法上、刑法上の責任

◎ 建築物(昇降機を含む)の設置や保存に瑕疵があり、そのために建物利用者など他人に損害が生じた場合、所有者は民法上の損害賠償責任を負うことになります。(民法第 717 条)

◎ 所有者は、業務上必要な注意を怠って人を死傷させた場合、「業務上過失致死傷等」により5年以下の懲役・禁固または 100 万円以下の罰金に処せられる場合があります。(刑法第 211 条)

4-2 法定定期検査

◎ 法定定期検査(以下定期検査)の実施

所有者等(または管理者)は、常に建築基準法の規定に適合した状態を保つよう、年一回検査資格者による定期検査を受けることが義務づけられています。(検査の項目等は、平成 20 年国交省告示 283 号及び昇降機定期検査業務基準書(2010 年版)に基づく)

尚、定期検査の検査済証は出し入れ口に掲示してください。

(注) 定期検査は当社へ委託されることをおすすめします。3-4の推奨保守会社を参照してください。

◎ 所有者等(または管理者)が定期検査報告未実施、虚偽報告があった場合、罰金刑を科せられる場合があります。(建築基準法第 101 条、及び 102 条)

4-3 報告義務

◎ 定期検査の報告

所有者等(または管理者)は、4-2に記載の定期検査を受け、その検査結果を所轄特定行政庁に報告することが義務づけられています。

◎ 人身事故発生の報告

所有者等(または管理者)は、人身事故の発生については、特定行政庁、地方公共団体の定めにより報告する必要がある場合がありますので、必ずご確認ください。

4-4 リョーデンリフト管理に関する諸届

定期検査報告制度のある行政庁は、以下の諸届が必要となります。

◎ 変更届

所有者等は、昇降機の大規模な改造を行う場合や、所有者、建物名が変更になった場合は、所轄行政庁に変更届を出すことが義務づけられています。

◎ 休止届

所有者等は、長期にわたりリョーデンリフトを休止する場合は、所轄行政庁に休止届を出すことが義務づけられています。

◎ 廃止届

所有者等は、昇降機を撤去(廃棄)する場合は、所轄行政庁に廃止届を出すことが義務づけられています。

(以上のほか、労働安全衛生法や地方自治団体の定める事項もありますので、それに従ってください。)

■ 5. 安全のために必ずお守りいただきたいこと

5-1 運行管理者及び利用者にお守りいただきたいこと

リョーデンリフトを安全に正しくご利用いただくために、運行管理者は、次の内容をよく理解して安全に運行管理くださるようにお願いいたします。

⚠ 危険	① 昇降路内に通ずる扉(点検口)には必ず鍵をかけてください。 昇降路内に転落する等大変危険です。 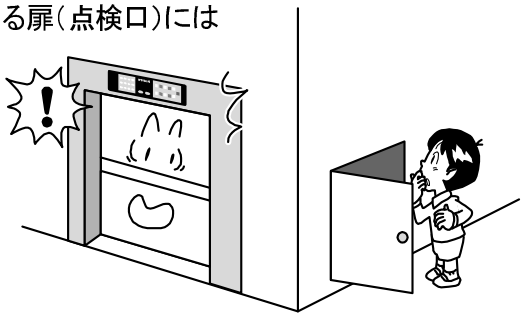
⚠ 警告	② リョーデンリフトは荷物専用です。人は絶対にカゴに乗らないでください。 また、荷物の出し入れの際も乗り込まないでください。 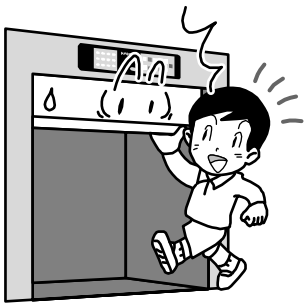
⚠ 警告	③ リョーデンリフトを改造しないでください。 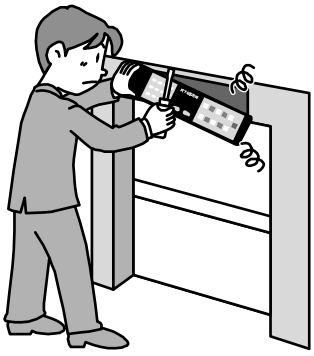
⚠ 警告	④ 運転中または、カゴがない階の扉を無理に開けないでください。

運行管理者及び利用者にお守りいただきたいこと

⚠注意 ⃠	⑤ 定格積載量を超えて荷物を積み込まないでください。 お守りいただけませんと、かご落下の恐れがあります。 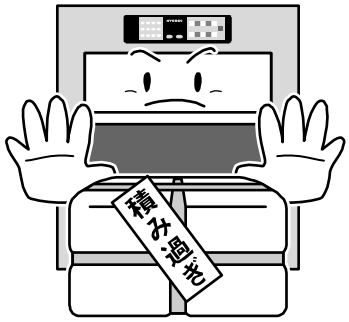
⚠注意 ❗	⑥ 電動扉の自動閉動作のときは、挟まれに注意してください。 また、手で無理に開閉しないでください。 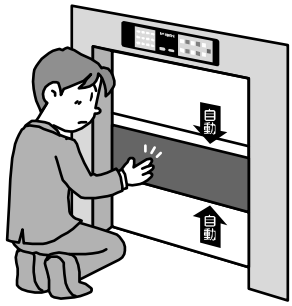
⚠注意 ❗	⑦ 手動扉は取手中央付近をつかんで静かに開閉してください。 また、手を挟まないように注意してください。 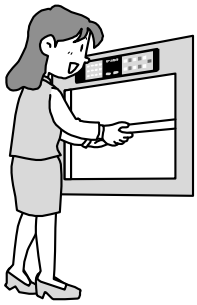
⚠注意 ❗	⑧【フロアタイプ】 カゴと出し入れ口の段差がないことを確認してから荷物の出し入れをしてください。 また、台車使用時には必ず車止めをするなど、カゴ内で台車が移動しないようにしてください。

運行管理者及び利用者にお守りいただきたいこと

⚠注意	⑨ 荷物は棚板、カゴ床よりはみ出ないように整然と入れてください。 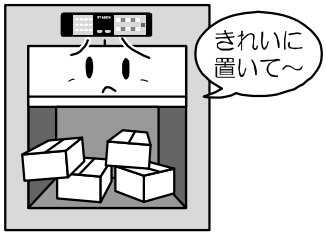 荷物の重心が概ねカゴ床中央となるように載せてください。 運転中に荷くずれが起きないように載せてください。 荷くずれの衝撃により、故障や事故の原因となる恐れがあります。
⚠注意	⑩かご室に液体等を積み込まれる場合は完全に密閉してください。 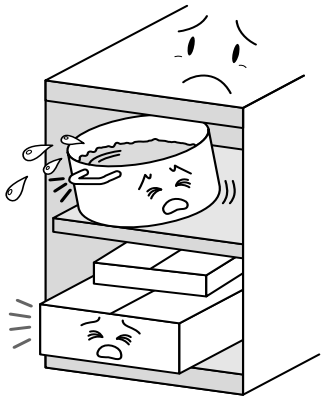 かご室に積載した液体等が昇降路に飛散した場合は直ちに電源を遮断してください。 専門技術者による漏電の点検を受けて安全の確認が必要です。
⚠注意	⑪ リョーデンリフトに水がかからないようにしてください。 故障や事故の原因となります。 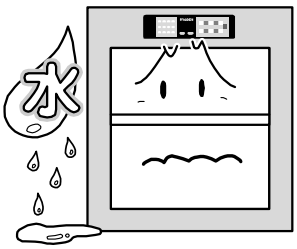 出し入れ口から昇降路に水が入り込んだ場合は、直ちに電源を遮断してください。 専門技術者による漏電の点検を受けて安全の確認が必要です。

■ 6. 緊急時の保守会社への連絡事項

緊急時は以下の項目について保守会社へ連絡してください。

	連絡要件	詳細	連絡内容
あらかじめ記入ください	ビル名と所在地		ビル名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 所在地 〒＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ オーナー様：ご芳名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ご連絡先（TEL） －　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 運行管理責任者ご芳名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ご連絡先（TEL） －　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 運行管理会社名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
	建物の名称	注：当社と保守契約を結ばれている場合、ビルの「アクセスナンバー」を記入したラベルが貼ってあります。合せてご連絡ください。	アクセスナンバー ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
わかる範囲でご連絡ください	リョーデンリフトの状況	リョーデンリフトの故障状況をご連絡願います。	今回の連絡は ・ リフトが動かない ・ 異音が発生している ・ ピットに物が落ちた
		操作盤の表示灯は何が点灯しているかお知らせください	・ 階床表示灯 ・ 使用中又は戸締灯 ・ その他
	連絡者の氏名と電話番号		ご連絡者：ご芳名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿様 ご連絡先（TEL） －　　－ ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ※確実に連絡出来る連絡先をお願いします。
	止まっている階	階と階の途中で止まっている場合は、何階と何階の間に止まっているのか分かればお知らせください。	
	利用者の状況	ケガ人や具合の悪い方がいらっしゃる場合は、その方の詳しい状態	
	その他連絡事項		

あらかじめ記入くださいの欄は、迅速な対応に必要な情報ですので、分かりしだいご記入ください。

※ 保守契約をしていただいてないリョーデンリフトの保守及び緊急対応を、菱電ｴﾚﾍﾞｰﾀ施設株式会社、または三菱電機ﾋﾞﾙﾃｸﾉｻｰﾋﾞｽ株式会社にご依頼の場合は、有償対応となりますので予めご承知おき願います。